

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではない。

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は「2022年度 国際園芸博覧会基本計画策定支援等業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款を遵守することとする。

(3) 件名

2022年度 国際園芸博覧会基本計画策定支援等業務委託

(4) 履行期限

2023年1月13日（金）

(5) 履行場所

国際園芸博覧会協会内（横浜市中区）

2 業務の概要

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2020年3月に国際園芸家協会（AIPH）から正式承認された。そして、博覧会国際事務局（BIE）の認定に向けて、国際博覧会に関する条約上の手続きを進めることが、2021年6月に閣議了解され、11月に「2027年国際園芸博覧会協会」（以下、「協会」という。）が設立された。

本業務は協会としての方針を示す基本計画の策定を目的とする。

○参考：一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○参考：国際園芸博覧会の招致（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shochi/top.html>

○参考：旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseysa.html>

○参考：国際園芸博覧会検討会（農林水産省・国土交通省共管）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

3 業務内容

基本計画の策定支援

BIE への認定申請後（2022年6月予定）、本博覧会の実現において、協会としての方針

を示す基本計画を策定して公表する予定である。本計画の策定は、計画内容に基づき、今後会場や展示行催事計画等の具体的な設計を進めていくとともに、世界各国をはじめとし、博覧会に関心を持っている企業や自治体、市民団体等に対し、積極的な参加を促すことを目的とする。

本業務では、以下の内容に基づき基本計画の策定における支援を行う。

作成にあたっては、公表予定の「2027年国際園芸博覧会基本計画案」に基づき、後述する関連委託で検討を進めている計画内容のとりまとめ及び編集作業を行う。

(1) 基本計画とりまとめ・編集

基本計画案約120ページを基に、各関連委託における計画内容を取りまとめ、本博覧会の魅力やストーリーが効果的に伝わる文章に再構成し、一般の方がわかりやすい編集を行う。また、概要版としては基本計画の内容を基に、A3両面1枚程度に集約する。なお、必要に応じて計画案に沿ったイメージ画像等の購入（原則永年使用）も行う。

(2) デザイン調整

国内及び世界各国の多様な参加者が、本博覧会の計画内容を十分に理解できるよう、イラスト等を用いて、わかりやすく見やすい資料の作成に努め、表紙等の作成、文書のフォーマット整理や図表のデザイン化、色調調整等を行う。また、花と緑にあふれる国際園芸博覧会ということを視覚的に訴え、参加者に興味を持たせるよう工夫をし、キャッチコピー等を用いて園芸博覧会に携わりたくなるようなデザインとする。

■ 関連委託（予定）

- ・2022年度 国際園芸博覧会企画検討業務委託
- ・2022年度 国際園芸博覧会会場基本設計等業務委託
- ・2022年度 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託
- ・国際園芸博覧会基本計画策定に向けた会場運営管理検討業務委託
- ・国際園芸博覧会基本計画策定に向けたICT検討業務委託
- ・2022年度 国際園芸博覧会コンペティション実施計画作成業務委託
- ・2022年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託
- ・国際園芸博覧会の植物監理実施計画業務委託
- ・2022年度 2027国際園芸博覧会輸送アクセス計画策定に向けた検討業務委託
- ・2022年度 2027国際園芸博覧会輸送方策検討業務委託
- ・2022年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価業務委託 等

4 標準スケジュール

スケジュールは、契約締結後に協会と受託者との協議で決定するが、次のとおり相当早いスケジュールになると想定している。

月 日	基本計画とりまとめ・デザイン化
9月上旬	・基本計画の内容確認とデザインの打合せ ・協会から基本計画案の本文データを提供
9月下旬	・デザイン・レイアウトを各2案提出

	・基本計画案を基に各章ごとに再構成
9月下旬	協会が2案のうちからそれぞれ1案を選択
10月上旬	各関連委託における計画内容データを提供
10月中旬	初校提出
10月中旬	初稿返し
10月下旬	2校提出
10月下旬	2校返し
11月上旬	3校提出
11月上旬	3校返し
11月中旬	4校提出
11月中旬	4校返し（色校正、出張校正）
11月中旬	校了データ納品
11月中旬 ～ 1月13日	修正等の必要が生じた場合

（色校正は、本紙校正とする）

5 成果品

電子データ（CD-R 又は DVD-R 格納）1部

（Microsoft Office により編集可能なデータも併せて格納すること。）

6 参考資料等

（1）上位構想、既往計画等

ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018(平成30)年3月)

イ 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019(令和元)年7月)

ウ 国際園芸博覧会検討会報告書（2020(令和2)年2月)

エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020(令和2)年3月)

オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021(令和3)年5月)

カ （仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案）（2021(令和3)年6月)

（2）既往調査等

ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致推進調査報告書（2018(平成30)年度)

イ 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会を見据えた公園基本計画検討業務委託
2019(令和元)年度

ウ 国際園芸博覧会輸送アクセス検討業務委託（2019(令和元)及び2020(令和2)年度)

エ 令和2年度 国際園芸博覧会の広報PR・機運醸成等業務委託（2020(令和2)年度)

オ 国際園芸博覧会基本計画（市案）等調査検討業務委託（2020(令和2)年度)

カ 令和2年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価業務委託（2020(令和2)及び2021(令和3)年度)

キ （仮称）旧上瀬谷通信施設公園実施設計業務委託（2020(令和2)及び2021(令和3)年度)

ク 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた調査検討業務委託（2021(令和3)年度)

- ケ 国際園芸博覧会基本計画策定に向けた企画検討業務委託（2021(令和3)年度)
 - コ 国際園芸博覧会会場における概略検討業務委託（2021(令和3)年度)
 - サ 国際園芸博覧会会場における発注者支援業務委託（2021(令和3)年度)
 - シ 令和3年度 国際園芸博覧会における植栽基本計画等策定に向けた検討業務委託
2021(令和3)年度
 - ス 旧上瀬谷通信施設における気象観測業務委託（2021(令和3)年度)
- (3) 関係規則等
- ア AIPH 規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
 - イ コンペティション ガイドライン (Annex VII - Competition Guidelines)
 - ウ コンペティション規則 テンプレート (TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS
FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS)
 - エ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
 - ・ General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
 - ・ その他 大阪・関西万博の一般規則・特別規則、国際園芸博覧会・関係規則等
なお、規則関係の更新に注意すること。

7 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努める。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、本協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (5) 受託者が本協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けることとします。
- (7) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。
- (8) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守することとします。
- (9) 成果品については、本協会に帰属するものとする。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする。